

平成20年4月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鈴木亜紀子

平成19年(ワ)第19286号不当利得返還等請求事件(平成20年3月14日口頭弁論終結)

判 決

東京都

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区神田錦町3丁目19番地

被 告

同代表者代表取締役

東京都千代田区神田錦町3丁目19番地

被 告

同代表者代表取締役

被 告

被 告

被告ら訴訟代理人弁護士

板 橋 喜 彦

株式会社フォーチュン

パシフィックホールディングス

A

株式会社太平洋幸運

A

A

B

Z

主 文

- 1 被告株式会社フォーチュンパシフィックホールディングス、被告A及び被告Bは、原告に対し、連帯して195万7200円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社太平洋幸運、被告A及び被告Bは、原告に対し、連帯して3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、①被告株式会社フォーチュンパシフィックホールディングス(以下「被告フォーチュン」という。)の代表取締役である被告A(以下「被告A」という。)、被告フォーチュンの取締役である被告B(以下「被告B」という。)及び被告フォーチュンの従業員らが、

原告に対し、「貴方の血はドロドロになっています。」などと説明して欺き、原告に対し、195万7200円もの高額な医療契約を締結させたとして、原告が、会社法429条1項及び同法430条に基づき、被告フォーチュン、同A及び同Bに対し、連帯して195万7200円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、また、②被告株式会社太平洋幸運（以下「被告太平洋」という。）の代表取締役でもある被告A、被告太平洋の取締役でもある被告Bが、原告に対し、中国の不動産に投資すれば確実に原告が、儲かると説明して欺き、3656万2430円の投資をさせたとして、平成18年法50号による改正前の民法44条、会社法429条1項及び同法430条に基づき、被告太平洋、同A及び同Bに対し、連帯して3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

- (1) 原告は、昭和5年9月21日生で、昭和40年ころから平成15年まで、会計事務所では事務員をしていたが、現在は無職であり、年金とこれまでの預貯金で生活している女性である。
- (2) 被告フォーチュンは、クリニックの経営とそのコンサルティング、健康診断及び人間ドックの斡旋、エステティックサロンの経営とそのコンサルティング、鍼灸及びマッサージ院の経営とそのコンサルティング等を目的とする株式会社である。
- (3) また、被告太平洋は、海外不動産の売買、賃貸借及びその仲介ならびに所有管理を目的とする株式会社である。
- (4) 被告Aは、被告フォーチュン及び同太平洋の代表取締役であり、同Bは、被告フォーチュン及び同太平洋の取締役である。

2 争点

- (1) 被告フォーチュン、同A、同B及び被告フォーチュンの従業員らは、原告を騙して高額な「プラチナC＋L3年コース」195万7200円という高額な医療契約を締結させたか。

ア 原告の主張

- (ア) 平成18年7月中旬ころ、原告は、被告フォーチュンから、無料で血液検査等を含む健康診断を勧誘するダイレクトメールを受領した。同月26日、原告は、被告フォーチュンの医療施設であるフォーチュンプライマリーケアメインセンター（以下「ケアメインセンター」という。）を訪問して健康診断を受けた。
- (イ) 原告は、ケアメインセンター内を一通り見学し、血液検査をされると言われて指先から血を採られたが、その後、白衣を着た医者のような者から、原告の血液と称する写真を見せられながら（甲2）、「あなたの血はドロドロになっています。」「特に赤血球がくっついており、血液の状態が良くありません。」「このままでは病気になりますよ。」などと言われた。そして、原告は、担当者のCから、この血液の状態を

改善し、健康を維持するためには、「F Pプライオリティー倶楽部」に入会し、鍼灸及びマッサージの施術が有用であると、強く勧められた。

この結果、原告は、被告フォーチュンとの間で、「F Pプライオリティー倶楽部」に入会して、「プラチナメンバー」となり、前記各施術を受けることを内容とする医療等に関する契約を締結した（以下「本件医療契約」という。甲8、甲9、）。

(ウ) 原告は、本件医療契約に基づき、被告フォーチュンに対し、同日1万7200円を支払い、同月28日に残金194万円、合計195万7200円を支払った（甲3、甲7）。

(エ) しかし、同年12月6日、被告フォーチュンが行っていた血液画像分析は、医師法に違反するとの被疑事実により、同被告は、警察から捜索を受けるに至り、前記血液画像分析を中止した（甲15）。

(オ) また、平成19年6月19日、警視庁は、被告フォーチュンが経営するF P Cクリニックに勤務する従業員が、医師の資格がないにもかかわらず触診、問診をしたほか、患者に「血がドロドロだ」と告げるなどして薬を処方していたとして、同従業員を逮捕し、同社を家宅捜査した（甲18）。

(カ) さらに、同日、東京都は、「消費者の健康または老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘をしないこと。」等の勧告をした（甲19）。

イ 被告らの主張

(ア) 原告が最初にケアメインセンターに来た際、従業員のD（以下「D」という。）が説明したが、当時、血液画像分析の結果について、会社から「血液ドロドロサラサラ」ということで商談することは、禁じられていたため、原告に対し、血液画像分析の結果を聞くことは、していなかった。

(イ) 館内案内や商品説明の後に、「F Pプライオリティー倶楽部」に入会申込をした顧客に対しては、管理栄養士によるカウンセリングの予約を入れることになっているので、血液画像分析の結果と問診表をカウンセラーに渡すため、顧客は、通常そのとき初めて血液画像分析の結果を見ることになる。それまでは、顧客が血液画像分析の結果を見ることはない。

(ウ) 原告は、当時75歳という年齢であったが、「本件医療契約の内容につき適正に判断する能力を欠いていた。」とは言えず、また、Dは、原告の判断能力の欠如の状況を知悉しつつ、「貴方の血はドロドロ」「特に赤血球がくっついており、血液の状態が良くない」「このままでは病気になる」など虚偽の事実を告げて強引に本件医療契約を締結させたことはない。

(2) 被告太平洋、同A及び同Bは、原告の適合性を無視して中国の不動産（マンション）の購入を勧め、これらを買わせて、原告に3656万2430円の損害を被らせたか。

ア 原告の主張

(ア) 原告は、平成18年9月中旬ころか、被告太平洋の取締役である被告Bから、中国の不動産を購入しないか、と強く勧められるようになった。

被告Bは、「中国は2008年に北京オリンピックを控えていて、不動産価格が上昇しています。」等の断定的な判断を示して、被告太平洋が中国に建築中の不動産を購入するように勧誘した。しかし、原告は、日本において不動産に投資したこともなく、中国の不動産に関する知識は、皆無であり、不動産購入の金銭的余裕もないことから、明確に購入を断った。しかしながら、被告Bは、原告が明確に断ったにもかかわらず、執拗に勧誘し、被告がケアメインセンターを訪れる度に、執拗な勧誘を受けた。

(イ) その結果、原告は、平成18年9月20日、被告太平洋との間で、中華人民共和国北京市朝陽区新源里14号に所在する「北京太平洋幸運廣場酒店」（以下「本件建物」という、）の「1101号室」について「4口」（持分）を購入する「購入申込書」に署名をした（甲22の1）。

(ウ) しかし、原告が同月22日に定期預金を解約し、同月28日に代金として1021万1995円を支払う準備をし、ケアメインセンターに行くと、被告Bは、原告に対し、「もう少し支払えるなら一部屋買えますから、買ったらいかがですか。」と強く勧誘し始めた。原告は、これ以上お金はないと話したが、「保険に入っているでしょう。今、日本の保険に入っているでも、いずれ外国資本の保険会社に吸収されて十分な保障など得られません。掛け捨ての保険で十分です。今入っている保険を解約して、中国の不動産に投資した方が、確実に儲かります。」等と説得された。そして、「本件建物の1523号室の代金は、本来3554万1448円ですが、今でしたら25パーセント値引きされるので、2665万6086円になります。」とも言われた。

結局、原告は、根負けして「1523号室」を買うことになった。そこで、原告は、同月28日に、前記1021万1995円を「1523号室」の代金の一部に差し替えて支払い（甲26）、さらに、簡易保険を解約して、同年10月6日には、1644万4091円を支払った（甲27）。

(エ) ところが、「1523号室」の正式な売買予定日である同年10月4日、原告がケアメインセンターに行くと、再度、Bから「もう少し出せば、18階の、より価値のある部屋を一部屋買えます。」と勧められた。原告は、さすがに「これ以上は払えない。」と断ったが、被告Bは、「あと400万ほどですよ。」「18階の部屋は、見晴らしもいいし、高く貸せますので、確実に利益が出ます。」「1803号室の代金は4203万7998円ですが、25パーセント割引して、3152万8499円にします。」と強く勧められ、結局、18階の1803号室の購入を申し込んだ。そして、同月18日に残金487万2413円を支払い、1803号室の売買代金を完済した（甲28）。そして、同月25日、1803号室を3152万8499円で購入する売買契約書等（甲21、甲24、甲25）が作成された。

(オ) しかし、被告Bは、更に「もう一部屋購入してはどうか。」と強く勧めてきた。原告

は「もうこれ以上はいらない。」と断ったが、被告Bは、「確実に儲かるのだから、せめて一部屋の何分の1かでも買っておきなさい。」等と繰り返し勧め、結局、原告は被告Bに押し切れ、1119号室の12分の2口分を購入することになってしまった。

(カ)このようにして、原告は被告Bから執拗に勧誘され、また、虚偽の事実を伝えられたために、わずか1か月半の間に、合計3656万2480万円もの大金を中国の不動産に投資することになった。

イ 被告らの主張

(ア) 被告Bのセールストークが、中国の経済的發展状況(北京オリンピック上海万博、北京における不動産の値上がり状況及び元の切り上げ等)の説明を導入部としていたことは、認める。ただし、購入を勧誘した不動産については、プロジェクトの性質上、3年間は譲渡が制限されることを説明し、3年以内に使用する予定のある資産は、本件投資の資金にしないように明確に説明している。

(イ) 被告Bは、平成18年9月20日、本件不動産は、3年後まで売却できないので、その間の流動資金を確保したうえで、投資資金は、いくらぐらいになりますか、と質問した。これに対し、原告は、1000万くらいならいいわと答えた。

そこで、被告Bは、11階の1101号室の4口が持てますと答え、物件価格が1361万5992円であるが3年クローズだと25パーセント、2年だと16パーセントの値引がある旨を説明し、25パーセントだと1021万1995円となるが、これでいいかと尋ね、これに対し、原告から了解を得た。そこで、契約日を同月27日として、代金は、同月22日に一括支払と定めた。

(ウ) 同月27日被告Bは、前記売買契約締結のため、原告に対し、購入申込不動産の確認説明を行っていたところ、原告から「預金なんかは他人に勧められるままにやってきたけど、有利なら一室の方がいいかしら。」という話を始め、その後、被告Bは、原告から有利な資産運用や有利な預金について相談を受けるようになった。

そして、被告Bは、原告から3500万円くらいは投資できるので、一室の購入ができないかと相談を受けた。そこで、被告Bは、上の階も下の階も平方メートル当たりの単価は同じなので、この時点で空いているもののうち、最上階となる15階の1523号室を示し、3年クローズで2665万6086円となる旨を説明した。すると、原告は、1101号室の4口分を解約して1523号室一室を購入することへの切り換えを了承したため、被告Bは、「同年10月4日に売買契約をすることを定めた同年9月27日付の購入申込書(甲22の2)を受領した。

(エ) 同年10月4日、被告Bは、1523号室一室の売買契約締結のために面談した際、18階の一室が空室になった旨を話したところ、原告は、価格が一緒なら最上階の方が良いの shouldn't と言った。そこで同被告は、15階から18階への物件切り換えもできると説明した。その結果、原告は、切り替えを了承したため、被告Bは、18階の1803号室に購入物件を変更した購入申込書(甲22の3)を原告から受領し

た。

(オ) 同月25日、被告Bと原告との投資に関するやり取りの中で、18階の1803号室が3年後のキャピタルゲインに着目したものであったのに対し、平成20年6月にオープンを予定している本件建物のコンドミニウムホテルの運営に伴う実質配当を考えることになった。そこで、原告は、11階の1119号室の2口分を追加購入することになった。

(3) 被告らの責任について

ア 原告の主張

(ア) 被告Aの責任（医療関係）

被告Aは、被告フォーチュンの代表取締役であるところ、その職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、これにより第三者に生じた損害を賠償する責任がある（会社法429条1項、430条）。本件において、被告フォーチュンの担当者は、「貴方の血はドロドロ」「赤血球がくっついており、血液の状態が良くない。」「病気になる。」等と虚偽の事実を告げて、医療契約を締結させている。そして、同様の手法で契約を締結させられた会員が1600名にも及んでいることによれば、このように虚偽の事実を告げて医療契約を締結させることは、会社全体の方針として行われていたことは、明らかである。

そうであるとすれば、被告Aは、被告フォーチュンの代表取締役として、また、善良な管理者として違法行為が行われないようにする注意義務がありながら、この義務に違反し、担当従業員に違法行為をさせ、その結果、原告が本件医療契約を締結するという損害を被った。したがって、被告Aには、悪意または、重過失があったといえることができる。

(イ) 被告Aの責任（不動産関係）

被告太平洋の取締役である被告Bは、原告に対し、本件建物の各物件の値上がりが確実であるとは言えないにもかかわらず、これをあたかも確実であるかのように伝え、また、本件建物の各物件から将来原告が受け取ることができる賃料、人民元の相場など、将来における変動が予想される不確実な事項について、断定的判断を提供し、原告に前記各売買契約を締結させたものである。そして、同様の手法で契約を締結させられた会員が約160名にも及ぶことによれば、このような不動産売買の手法は、被告太平洋全体の方針として行われていたことは明らかである。

したがって、被告Aは、被告太平洋の代表取締役として、善良な管理者として違法行為が行われないようにする注意義務がありながら、この義務に違反し、同社の取締役である被告Bなどの担当者に断定的判断の提供などの違法行為をさせたものである。その結果、原告は不動産売買契約を締結するに至り、損害を被ったのであるから、被告Aには、悪意または、重過失があったといえることができる。

(ウ) 被告Bの責任

被告Bは、被告フォーチュンの取締役であるところ、その職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、これにより第三者に生じた損害を賠償する責任がある（会社法429条1項、430条）。

本件においては、前記のとおり、虚偽の事実を告げて医療契約を締結させることが会社全体の方針として行われていたのであるから、被告Bは、被告フォーチュンの取締役として、善良な管理者として違法行為が行われないようにする注意義務がありながら、この義務に違反し、担当従業員に違法行為をさせた。そして、その結果、原告が本件医療契約を締結するという損害を被ったのであるから、被告Bには、悪意または、重過失があったといえることができる。

また、被告太平洋の取締役でもある被告Bは、原告に対し、本件建物の各物件が値上がりが確実であるとはいえないにもかかわらず、これをあたかも確実であるかのように伝え、また、将来の本件建物の各物件の価額や将来に各物件から受け取るべき賃料、人民元の相場など、将来における不確実な事項について断定的判断を提供したものである。したがって、被告Bは、善良な管理者の義務に違背し、違法行為を行ったものであるから、その職務を行うにつき、悪意または重過失があったというべきである。

したがって、被告Bは、同人の違法行為により、原告が被った全損害である3851万9630円を賠償する責任がある。

イ 被告らの主張

- (ア) 原告は75歳であったが、既に主張したように、本件医療契約の内容について適正に判断する能力を欠いていたことはなく、また、Dが虚偽の事実を告げて、原告に対し、強引に本件医療契約を締結させたこともない。したがって、本件医療契約について、被告フォーチュン、同A及び同Bが責任を負う理由はない。
- (イ) 被告Bは、オリンピック、万博を控えた中国市場が上昇機運にあること等の一般的経済状況を説明していたものである。しかし、絶対に儲かるとか、必ず値上がりする等の断定的判断を提供したものではない。
- (イ) 被告Bが本件建物の不動産について、重要事項を説明したことは、甲33の重要事項説明書に原告が署名捺印をしていることから明らかである。原告本人は、この点、説明なんか何も受けてない旨を強弁するが、やはり、署名捺印があることに照らせば、原告の供述は信用できない。
- (ウ) 被告Bが各物件について、説明をしていたことは、原告本人が「3年寝かせなければいけませんよ」と言われたことを認め、「売るときに高く売れるとかそういうふうに言ってしました」と供述して、被告Bの説明を受けたことを肯定していることから明らかである。
- (エ) 結局、原告が本件不動産を購入するに至った経緯として、原告本人尋問において、原告が供述したように、「私は、今まで自分で働いて一生かかってためたお金だから、もし、私はもうこれだけしかないから、一生かけたお金だから、私をだますようなこと

があったらば、だますことはないでしょうねということをBさんに言いました」、これに対し、被告Bが「そんなことをしたらそれは詐欺だから、そんなことは、と言いました」というのが真実の動機ということである。

したがって、この時点では、原告には、本件不動産の売買契約の締結につき、騙されたとか、錯誤があったとかの意思の映欠はなかったというべきである。

(オ) 以上によれば、被告らは、いずれも責任はない。

第3 争点に対する判断

1 前提事実に加え、証拠（甲15の1、甲16の1、甲16の2、甲17の1、甲18の1ないし甲18の4、甲19、甲41の1及び2、甲42の1及び2、甲43）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告フォーチュンは、平成14年ころから、ダイレクトメールを使用し、血液の画像分析をするなどと宣伝して集客し、客に対し血液がドロドロであるような血液画像を見せて不安を懷かせ、高額の医療契約を締結させていた。

(2) 平成18年12月6日、被告フォーチュンが行っていた血液画像分析は、医師法に違反するとの嫌疑を受け、被告フォーチュンは、警察から捜索を受けるに至った。その結果、被告フォーチュンは、血液画像分析を停止した。

(3) なお、被告フォーチュンが、血液画像分析により、客を不安に陥らせて高額の医療契約を締結させていたこと、さらに、会員となった客の1割に対して、中国の不動産を販売して、一人当たり千数百万円から三千万円を超す資金を集めていたことが、平成19年6月ころから新聞等により報道されるようになった。

2 争点(1)及び(3)について

(1) 甲40、乙8によれば、被告フォーチュンは、平成18年7月26日、初めてケアメインセンターを訪れた原告に対して、血液がドロドロである旨を診断して不安に陥れたことが認定できる。

そして、原告は、被告フォーチュンと医療契約を締結する必要は全くなかったにもかかわらず、被告フォーチュンの前記欺罔により、本件医療契約を締結するに至り、被告フォーチュンに対し、同日1万7200円を支払い、同月28日に残金194万円、合計195万7200円を支払ったことが認められる（甲3、甲7、甲9）。

(2) また、前記各新聞報道によれば、被告フォーチュン、被告A、同B及び被告フォーチュンの従業員らは、組織として客を欺罔し、高額な医療契約を締結させていたことが認められる。

(3) よって、被告フォーチュン、被告フォーチュンの代表取締役である同A及び取締役である同Bは、原告に対し、平成18年法50号による改正前の民法44条、会社法429条1項及び同法430条に基づき、連帯して原告が医療契約について支払った195万7200円及びこの不法行為が終了した後の日である平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

3 争点(2)及び争点(3)について

- (1)原告は、既に認定したとおり、年金とこれまでの預貯金で生活している。昭和5年9月21日生の女性である。したがって、必ずしも経済的にゆとりがあるということとはできない。

このような状況において、原告には、不動産投資をするような適合性は、認めがたいところである。

- (2)それにもかかわらず、被告Bは、平成18年9月20日、本件建物について、比較的金額の少ない1101号室の持分4口の購入を勧めることから始め(甲22の1)、次に1523号室(甲22の2)、さらに、最上階の1803号室(甲22の3)と高額物件に誘導したうえで、同年10月25日には契約を締結させ、加えて、平成18年11月8日付で、1119号室(甲30)の12分の2口を購入させたことが認められる。

被告らは、これらの不動産の売買について、原告に購入意思があったから、売買契約を締結したと主張するが、原告の経済状況と70歳後半という年齢からすれば、原告が本心から不動産購入を希望し、これを決定したものとは、認めがたい。

また、被告Bは、高齢者に対し、このような契約をさせるに当たっては、原告にその適合性があることを十分確認する義務があったというべきであるが、被告Bがこの点について十分な調査をした事実を認定するに足る証拠はない。むしろ、甲40によれば、原告は、被告Bによる繰り返しの勧誘に押し切られる形で不動産購入をするに至ったことが認められる。

そして、この不動産購入関係で原告が被告太平洋に支払った金額は、1803号室の3152万8499円(甲25)と、1119号室の12分の2の持分503万3981円(甲30)であり、その合計は、3656万2480円である。なお、甲43によれば、原告以外にも相当数の顧客に対し、不動産投資を強引に行っていたことが、窺われるところである。

- (3)以上によれば、被告らは、原告に対し、適合性を無視して高額な不動産販売を行い、高齢者が老後のために蓄えた資金まで、投資をさせていたことが認められる。
- (4)よって、被告太平洋、被告太平洋の代表取締役である被告A及び被告太平洋の取締役である被告Bは、原告に対し、平成18年法50号による改正前の民法44条、会社法429条1項及び同法430条に基づき、連帯して原告が不動産購入のために支払った3656万2430円及びこの不法行為が終了した後の日である平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

- 4 以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由があるから、いずれも認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判官

鯉 沼

聡